

令和6年度
生徒心得の細則

関東第一高等学校

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

いわば、高校生活とは社会に出るための準備期間なのです。本校では、学校生活を通し社会的自立を図り、生徒の成長を促すことを目的に「生徒心得」が存在します。

これらを遂行し、教育理念である「英知、聡明、平和を尊び、社会に敏感に反応し、国際社会で活躍し生涯学び続ける生徒の育成」を達成するために、以下に「生徒心得の細則」をまとめました。これは、生徒手帳に記載してある生徒心得を遵守する上で、特に気を付けてもらいたいことをまとめたものです。

1. 礼儀について

(1) 礼儀を重んじること。

○敬意表現は、相手に対する心遣いです。

(2) 挨拶を励行すること。

○挨拶は、最も簡単なコミュニケーションです。挨拶をすることから相手との関係が始まります。そして、挨拶一つで、どんな人間関係を築きたいかがすぐに相手に伝わります。その後の人間関係を円滑にするのか。それともこの入り口でつまずいて、相手に悪い印象を持たれるのか。それが挨拶一つで決まってしまう。そういった意味で挨拶はとても重要なのです。

(3) 身だしなみを整えること。

○身だしなみもまた礼儀の一環です。身なりは、あなたという人間に関する多くの情報を発していると自覚してください。人は外見をひとつの手かがりとして、相手とどのように向かい合うべきなのかを本能的に探ります。そして身だしなみは言葉よりも雄弁に、あなたの「中身」を語るのです。だから、身だしなみがとても大切なのです。

2. 校内生活について

(1) 時間を厳守すること。

○時間を守ることは、相手との信頼関係を構築するための重要な要素です。

(2) 朝礼（SHR）から下校までの間、生徒は学級担任または顧問教諭の許可なしに校外に出ないこと。

○学校は、各家庭から預かった大切な生徒1人1人を守る義務があります。

(3) 使用した教室・施設の美化に努めること。

○部屋の乱れは心の乱れという言葉があります。散らかった部屋で過ごしていると、気分が落ち込み、余計に片付けをしたくなくなり、何ごとにも無気力になっていくという悪循環に陥ります。部屋が散らかっていることで視覚的に様々なものが目に入る状態は、ものごとへの集中を妨げます。これは、勉強する環境に適しているかと言われればそうではありません。

(4) 学校の施設・備品・図書等を私物化したり、乱雑に扱ったりしないこと。

○みんなで使うものです。個人の身勝手な行動で他人に迷惑を掛けることは許されることではありません。

(5) 男女間等の距離感においては、公共の場であることに配慮し節度ある行動を心がけること。

3. 時程は手引き参照

4. 服装・身だしなみ

(1) 登下校の際は制服を着用すること。

○冬服の場合は、ブレザーを必ず着用すること。また正装着用行事以外は本校指定の略装の着用を認めます。実技科目・部活動の場合は担当教員の指示に従うこと。

(2) 本校指定のカーディガン・ベストの着用期間は通年許可する。

(3) マフラーおよび手袋の着用は自由だが、登・下校時以外の着用は認めない。

(4) アクセサリーの着用は認めない。

(5) ピアスの着用およびピアスホールを開けることは認めない。

(6) スカートの丈を短く切るなど、制服の加工は認めない。

(7) スカートのウエスト部分を折る、ベルトを用いるなどして丈を短くする行為は認めない。

(8) 冬季は指定のソックスの代わりに無地の黒色タイツ（デニール 50 以上）を着用してもよい。また、無地の肌色ストッキングの上に指定のソックスを着用することも可とする。

(9) 冬服着用の際は、ネクタイ・リボンを必ず着用し首元までしっかりと締めること。

(10) スカートの下にスウェットやジャージを着用することは禁止する。

(11) ズボンの裾を地面に引きずらないようにすること。（腰ばき等の禁止）

(12) スラックス着用時のリボンの着用は認めない。

(13) 化粧（アイプチ・まつ毛エクステ・色付きリップ・色付き日焼け等）はしない。

また、脱色を含め、眉を極端に加工することはしない。

(14) タトゥー、ペイントメイク、美容整形などは認めない。

上記規定に違反した生徒は、帰宅させることがあります。ただし、病気・ケガ等でやむなくこの規定を守れない場合、生徒手帳の連絡欄を用い、保護者より申し出て学級担任・学年部長・生徒指導部の許可を得ること。

《男子と女子の制服について》

○男子（正装）

冬服	ブレザー	ダークグリーン	本校指定品に限る。 (変形・加工することは禁止)
	冬スラックス	グレー無地	
	長袖ワイシャツ	白/Kマーク入り	
	ネクタイ	ブルーストライプ	
	ベルト	茶（校章入り）	
夏服	ローファー	茶（校章入り）	本校指定品に限る。 (変形・加工することは禁止)
	半袖ワイシャツ	白/Kマーク入り	
	夏スラックス	ストライプ柄	
	ベルト	茶（校章入り）	
	ローファー	ブラウン	

○女子（正装①）

冬服	ブレザー	ダークグリーン	本校指定品に限る。 (変形・加工することは禁止)
	スカート	グレーチェック	
	長袖ブラウス	白/Kマーク入り	
	リボン	ブルーストライプ	
	ハイソックス	ダークグリーン (Kマーク入り)	
夏服	ローファー	ブラウン	本校指定品に限る。 (変形・加工することは禁止)
	スカート	グレーチェック	
	半袖ワイシャツ	白/Kマーク入り	
	レギュラーソックス	ダークグリーン (Kマーク入り)	
	ローファー	ブラウン	

○女子（正装②）

冬服	ブレザー	ダークグリーン	本校指定品に限る。（変形・加工することは禁止）
	冬スラックス/新デザイン	グレー無地/グレーチェック柄	
	スラックス	白/Kマーク入り	
	長袖ブラウス	ブルーストライプ	
夏服	ネクタイ	茶（校章入り）	
	ベルト	ブラウン	
	ローファー		
	半袖ワイシャツ	白/Kマーク入り	
夏服	夏スラックス/新デザイン	ストライプ柄/グレーチェック柄	
	スラックス	茶（校章入り）	
	ベルト	ブラウン	
	ローファー		

○自由購入品は、生徒手帳参照。

5. 頭髪について（常に清潔髪型を維持すること）

(1) 月初めの生活確立週間において、頭髪検査を行う。

○規定に違反した生徒は、帰宅させることがあります。また、翌週（月曜日等）に行われる最終チェックまでに改善できない生徒は、懲戒の対象となることがあります。

(2) 頭髪の基準

○男子

- ・髪長さについては、前髪は目にかからず、横髪は耳にかからず、後ろ髪は襟にかからないよう切りそろえる。
- ・髪型については、パーマ、剃り込み、ツブロック、フェードカット、脱色、カラーリング等、加工はしない。
- ・ワックス・ジェル・スプレー等の整髪料の使用はしない。

○女子

- ・パーマ、カール（アイロンやカーラー等により髪を巻くことを含む）、過度な編み込みヘア、シニヨンヘア、極端な段カット、脱色、カラーリング等、変形・加工はしない。
- ・髪をまとめる場合はヘアゴム・ヘアピン（黒・紺・茶）を使用し、シュシュ・リボン・バレッタその他装飾品の使用はしない。

○その他

- ・くせ毛（天然パーマ）・天然の茶髪などの場合は、入学時に担任を通じ生徒指導部に頭髪届を提出すること。ただし、提出後にこれまでのカラーリング・脱色等が発覚した場合には、この届を無効とする。（アイロン等のし過ぎによる変色も、元の色に合わせてもらう場合があります。）

6. 所持品について

登校する際は「学習活動上必要のない物は持ってこない」という方針で指導している。

- (1) 登校する際、必ず持参するもの。

I. 通学バッグ II. 生徒手帳 III. 筆記用具 IV. 学用品・教材。

- (2) 学習活動に必要な物は一切持ってこないようにする。

（例）多額の金銭・装身具・電気製品類・遊具・カード類・危険物・薬品類など

- (3) 化粧品やそれに類するものの持ち込みや使用を禁止する。ただし、清潔や健康を保つ上で必要なものの持ち込みや使用は許可する。

○ブラシ・ハンドクリーム・リップクリーム（色なし）・日焼け止め（色なし）・デオドラントスプレー等

7. 登下校について

- (1) 通学路に関して

登下校の安全を配慮し、地域住民の方々と話し合った結果、通学路を別図のように指定している。

○通学路以外の道を通行しないこと。

○道路通行中は、他人に迷惑をかけないよう規律正しい行動をとること。

○歩行飲食やポイ捨て（不法投棄）をしないこと。

○下校途中、寄り道をしないこと。

○けが等の理由を除き、自家用車での送迎は控えること。

- (2) 交通機関の利用に関して

○電車・バスなど公共交通機関を利用する者は、乗車の際に列を乱したり、割り込み乗車をしたりせず、車内では他の乗客の迷惑にならないようにすること。

○特にお年寄りや、体の不自由な人に対して進んで席を譲るように心掛けること。

○登校時、タクシーの利用は原則禁止とする。

○朝の時間帯には駅が込み合うので、新小岩駅前での待ち合わせはしないこと。

(3) 自転車通学者に関して

- 事故防止の為、雨天時は雨カッパを着用し、傘さし運転はしないこと。
- イヤホンを着用しての乗車はしないこと。
- 自転車用として販売しているヘルメットを着用すること。
- 校内では乗車しないこと。
- 校内では、整備を心掛け、指定された場所に駐輪すること。ただし、駐輪機が故障している場合等指定された場所に駐輪できない場合には、別途対応する。
- 道路通行中の道路交通法違反に該当する行為や学校内外の無断放置、危険行為等があった場合は、自転車通学許可を取り消す場合がある。

(4) 緊急事態が発生した場合に際して

- 事故・被害に際してはすみやかに警察と学校に報告し、相手がいる場合は可能な限り連絡先をたずねておくこと。
- ※なお、不測の事態が発生した際は、学校関係者の指示に従うこと。

8. 校外生活（風紀について）

- (1) 危険防止の為、不健全な飲食店・娯楽場その他生徒にとって不適切な場所には立ち寄るなど、出入りしてはならない。
- (2) 違法行為については学校の内外問わず罰則の対象とする。
(飲酒・喫煙、暴力行為、万引き、金銭および高価な物品の貸借など)
- (3) 外出をする時は行先や帰宅時間をあらかじめ保護者に告げておくこと。
外泊は原則禁止とする。
- (4) 男女間の交際は、学生の本分である学業の妨げにならないようにすること。
- (5) バイク、自動車等の免許の取得は認めない。

9. ソーシャルメディアポリシーについて

- (1) SNSの利用において、学校の名誉や人を傷つけるような書き込みをしない。
- (2) 個人が特定できるような名前・住所・電話番号・メールアドレスを掲載したり、画像・映像をむやみに公開したりしない。
- (3) いじめと判断されるような行為（SNSなどでの悪口の書き込みやグループ外しなど）は絶対にしない。
- (4) 授業中のChromebookの使用について、ゲーム、漫画等、授業に必要なアプリやページを開くことや校内での充電を禁止する。

※上記のような使用方法およびSNS上の問題行為があった場合、懲戒処罰として対応します。

〈保護者の皆様へ〉

携帯電話・スマートフォンの利用に関しまして、「持たせる」「使わせる」「学校のルールを守らせる」ことは、保護者の責任として、ご理解ご対応ください。

10. 懲戒について

学校は実社会に出る前に社会生活のルールを学ぶ場でもあります。犯罪が社会の中で許されないように、学校においても暴力や恐喝は当然許されず、喫煙・飲酒も厳しい処分の対象となります。またいじめ行為も絶対に許されません。さらに常識を外れた暴言、悪質な迷惑行為も同様です。

社会に法律があるように、学校には校則があります。生徒手帳や上記に記載されている校則に違反し、本校の生徒として不当な行為のあった者に対しては、規定に照らし、その程度によって厳重注意・自主謹慎・訓告等の懲戒を行います。

生徒の問題行動に対する指導及び懲戒処分の運用基準

<p>厳重注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 校則・細則違反（生徒指導及び自転車利用違反連絡票 <u>3回目</u>） ② 学年・学級担当教員の指示に従わないもの ③ 考査における不注意行為 ④ 教職員に対する暴言・反抗的な態度（無視等も含む） ⑤ 公共物・施設の破損（校内・校外・故意・過失を問わず） ⑥ 危険器具の所持（ナイフ、ハンマー、スタンガン等） ⑦ SNSにおけるトラブル（画像・個人情報の無断掲載、誹謗中傷等） ⑧ 無届アルバイトのうち不適切又は学校生活に支障のおそれあるもの ⑨ その他校長が悪質な迷惑行為と判断したもの（授業の妨害、喧嘩、無断外出、学校内火気使用、出前の注文など）
<p>自主謹慎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 悪質又は度重なる校則・細則違反（生徒指導及び自転車利用違反連絡票 <u>4回目</u>） ② 『厳重注意』に当たる行為2件又は2回 ③ 考査不正行為 ④ ピアスホールを開ける又はピアスを装着、入れ墨・美容整形など ⑤ スカートの丈その他の加工、本人以外のスカートの貸借など ⑥ 不適切な施設（競馬・競輪・パチンコ等、居酒屋・風俗営業店等）への立入り
<p>訓告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 悪質又は度重なる校則・細則違反で改善がみられないもの ② 『厳重注意』に当たる行為3件又は3回目 ③ 『自主謹慎』に当たる行為2件又は2回目 ④ 飲酒・喫煙行為及び酒類・喫煙具の所持（校内・校外を問わず） ⑤ いじめ（SNSを用いたものも含む） ⑥ 性非行（非行のうち性的な意味合いを伴うもの） <p>*原則として訓告には、自主謹慎が伴います。</p>
<p>停学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 『訓告』に当たる行為2件又は2回以上 ② 悪質ないじめ（SNSを用いたものを含む） ③ 犯罪行為（暴行、傷害、脅迫、名誉棄損、窃盗、盗撮、軽犯罪法違反等）
<p>退学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 『停学』に当たる行為2件又は2回以上 ② 犯罪行為のうち悪質なもの（強盗、詐欺、恐喝、放火等）

* 厳重注意及び自主謹慎は、生徒及び保護者の自主的な反省が見られる場合に行われ、その他教育的に必要な措置（反省文、課題を与えるなど）が伴うことがあります。自主謹慎又は訓告・停学・退学を受けた生徒は、学校長による推薦をうけられません。

* 訓告・停学・退学は、関東第一高等学校学校則第9章第32条の懲戒処分です。校長が、懲戒規程記載の手続きを経てから処分を下します。
懲戒処分歴は、生徒指導要録その他の記録に記載されますので、今後、不利益に評価されるおそれがあります。